掲載している表で用いる用語の解説

1　「基幹統計」とは、国勢統計（国勢調査により作成する統計）や国民経済計算のほか、国の行政機関が作成する統計のうち、特に重要な統計をいいます（統計法第２条第４項）。

2　「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的として行われる統計調査をいいます（統計法第２条第６項）。

3　「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいいます（統計法第２条第７項）。

4　「届出統計調査」とは、都道府県や政令市又は日本銀行が行う統計調査をいいます。「届出統計調査」という名称は、統計法第24条第１項又は第25条の規定に基づいて、統計調査の実施に先立ち、総務大臣への届出が求められていることを受けた通称です。

5　「基幹統計調査の承認」、「一般統計調査の承認等」及び「届出統計調査の受理」で掲載している項目の内容は、以下のとおりです。

項目名	内容
調査名	統計調査を行うに当たって用いる調査の名称を記載しています。
承認年月日 通知年月日 受理年月日	基幹統計調査及び一般統計調査の承認については、総務大臣による承認年月日を、一般統計調査の中止については、調査実施機関が総務大臣に通知した日（令和５年度までは、総務大臣が当該通知を受理した日）を、届出統計調査については、総務大臣が受理した日を記載しています。
承認区分 届出区分	統計調査の承認や届出の区分について、「新規」「変更」「中止」の別で記載しています。なお、一般統計調査の中止については、総務大臣への通知という手続で行われることから「一般統計調査の承認等」の表において、シートを分けて記載しています。
実施機関	統計調査を企画・実施する組織を記載しています。
調査目的	統計調査を実施する目的を記載しています。
調査対象	統計調査の実施に当たり、回答を求められる方々の属性区分を記載しています。
調査方法	調査票を回収（提出）する方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の区分を記載しています。複数の方法を併用している場合には、該当する方法を全て記載しています。
実施周期	統計調査の実施間隔を記載しています。
調査の実施期間又は調査票の提出期限	調査票が配布・回収される時期又は調査票の提出期限を記載しています。
備考	変更内容や留意事項など。調査に関する補足情報を記載しています。